

講師：元豊橋市男女共同参画推進懇話会座長 豊川共生ネットみらいアドバイザー  
山本和子さん

「豊橋市男女共同参画推進条例」逐語解説 (2)

『条文と解説』と『豊橋市男女共同参画推進懇話会提言』を対比させて

(提言を参考にし、行政が条例作成)

## 1.【前回の問題点】についての話し合い

性のマイノリティ・・・ 条例策定にあたり、大きな議論はなく、言及しなかった。

学習資料配布 篠山市人権講座 2007/8/24 「性同一性障害」補助レジメ

講師 筒井真樹子(ケイト・ボーンスタイン著『隠されたジェンダー』の訳者)

バックラッシュについて

豊橋市で市民・行政に条例を制定させたいとの動きがあった時期に、ちょうど条例制定に反対するバックラッシュが全国的に起こっていた。豊橋市でも2グループが市長に制定阻止の陳情をした。それは新聞にも取り上げられ、条例提案者の市会議員が意見を出した。懇話会はバックラッシュに対応する立場ではなかった。

その後、国では政権が変わり、男女共同参画について微妙にトーンダウンしている。バックラッシュの先鋒であった『新しい教科書をつくる会』は内部分裂した。しかし、バックラッシュの場面は、現実、まだ続いている。

### 10/17 放映クローズアップ現代『子どもがすし詰め～揺れる学童保育』

共働きや一人親の子どもが放課後に過ごす学童保育が各地でパンク状態。パート派遣労働の拡大で共働き家庭が増えた上、子どもを狙う犯罪に対する危機意識の高まりが背景にある。少子化にもかかわらず、学童保育に通う子どもは10年で2倍、75万人に急増。狭い部屋に100人以上の子どもたちが押し込まれるケースが多く、保育中のケガや事故が頻発し、情緒面での悪影響も懸念されている。国は規模の適正化を図るため、70人を超える場合には補助金を打ち切る方針を打ち出した。・・・

- 意見
- ・学童保育を対処療法的な施策で進めようとしている。これからの子どもをどう育てたいかという視野を持っていない。根本的議論がない。
  - ・学童保育には、経済的格差の問題も絡んでいる。
  - ・学童保育を充実させて男並みに働くことがいいことであると考えている女性達も、まだ、男女共同参画の意義を知らない。
  - ・親が子どもに迷惑をかけないような生活ができる、社会体制にすべき。
  - ・男女共同参画も子育て支援も、一施策としてしか捉えていない。
  - ・「ワークライフバランス」は男女共同参画のキーワード。ワークライフバランスが次の時代の働き方。まず、役所から範を示してほしい。

・「オランダモデル」と言われるワークシェアリング

“夫婦2人で1.5人分働き、0.5人分は家族のために”

80年代前半の経済危機「オランダ病」から奇跡の脱出

パートと正社員の差をなくし、同一労働同一賃金をルール化し、パートの促進をはかった。

- ・日本の男性は仕事人間のほうが居心地いいと感じている。男性の意識が変わらないと男女共同参画は浸透しない。また、労働組合も力が弱い。
- ・世界をみると、韓国大統領選出のための国民インターネット投票など、世界の政治・社会の動きは激しい。日本は保守的。
- ・日本人は気づくまでに時間がかかるが、体制が変わるとすぐその気になる。男女共同参画についても、そこを期待しよう。

・・・条例と提言、同じ文

ゴシック 条例と提言の違っている箇所

## 2. 「豊橋市男女共同参画推進条例」逐語解説 (2)

### 条例

### 提言

(市の役割)

第4条 市は、男女共同参画を推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的、計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、国、県、市民、事業主、市民活動団体等と相互に連携し、協力を図るよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、自らが率先し、男女共同参画を推進するものとする。

市の責務

(1) 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「推進政策」という。）を・・・

(2) 市は、推進施策を実施するに当たり、国、県、市民、事業主、市民団体及び教育に携わる者と相互に連携し・・・

(3) 市は、推進施策を実施するために・・・予算上の措置を講ずる・・・

(4) 市は、・・・



「責務」が「役割」に・・・国・県の条例は「責務」を使用。豊橋市では議会を通すためにきついイメージの「責務」をやめた。

「市民団体」を「市民活動団体」としたのは、豊橋市の他の条例がそうになっているため  
提言の「教育に携わるもの」はカット。他市では「国、県、市、市民、事業主」が一般的。「市民活動団体」を入れたのが、豊橋市らしさ。

条例ができて、何ができたか。(討論)

男女共同参画ニュースがインターネットで見ることができる。

男女共同参画推進のポジティブアクション(積極的改善措置)がまだ見えていない。プランの中には記載あり。まだ、広報の段階。制定時の論議の中で議員から逆差別ではないかとの意見が出された。

ポジティブアクションも、例えば、入札時に男女共同参画を考慮するとか、女性登用を予算づけするなどをしてしないと推進にならない。

能力がなくても女性を登用することで、まず、いきすぎ平等にすることが、ピラミッド型でないフラットな社会である男女共同参画社会への道。

防災トップに女性登用が考えられてきた。保育所に男性職員が増えてきた。

男女共同参画社会づくりが少子化対策や子育て支援にシフトしている。これは、すりかえ。

条例を作成したのは企画課、推進は市民文化課。

男女共同参画社会づくりは、総合計画の中で、スポーツ振興のまちづくりなどと同列の位置にある。理念条例として、これでいいかと疑問に思う。

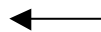
行政職員も、男女共同参画社会推進が縦割り行政ではできないことに、最近気づきはじめている。

### 条例

(性別による権利侵害の禁止)  
第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い及びセクシャル・ハラスメントを行ってはならない。  
2 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

### 提言

性別による権利侵害の禁止  
(1) 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由とした差別的取扱い・・・  
(2)・・・



浜松市では、「男女間におこる暴力的表現をおこなってはならない」とある。  
近年条例改正している自治体では、この条項の改正を行っている。

(情報の表示に関する留意)  
第10条 何人も、広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担若しくは暴力を助長させる表現又は過度の性的表現を行わないように留意するよう努めるものとする。

情報の表示に関する留意  
何人も・・・性別による固定的な役割分担及び暴力を助長させ、又は不必要な性的表現を行わないよう努める。

憲法12条[自由及び権利に対する国民の責任]に則る  
インターネットの時代。メディアリテラシーが問われる。  
過度の性的表現には、ばかばかしいからいらぬという免疫をつける必要がある。  
警察による取締り強化  
女性をおとしめるものであるという認識と、そのチェック能力が問われる。  
性教育の必要 ちゃんと理解すると興味の持ち方が違ってくる。  
性教育を闇の世界にお願いしているのが問題  
条例では、性教育まで踏み込めなかった。

(男女共同参画行動計画の策定)

- 第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に実施するための基本的な行動計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市長は基本計画の実効性を高めるため、その進行管理に係る適切な手法を導入するものとする。
- 3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、豊橋市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業主及び市民活動団体等の意見を反映できるよう措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

男女共同参画行動計画の策定

- (1) 市長は、推進施策を総合的、計画的に実施するための……
- (2)……
- (3)……意見を聞く……市民、事業主、市民団体の意見を……
- (4)……
- (5) 前3項の規定は……



公表……外部評価を行政評価として公表の意  
 豊橋市の審議会……非公開 審議内容はダイジェスト版で公開  
 豊川市男女共同参画懇話会の審議内容のダイジェストはネットで見る事ができる。  
 田原市男女共同参画懇話会の審議内容は全文をネットで見る事ができる。  
 現在、生活活性課は条例の資料集めをし勉強し始めた。  
 男女共同参画がどれだけ進んでいるかは、公表と傍聴ができていけるかでわかる。

(積極的改善措置のための支援)

第12条 市は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の格差が男女の間に生じている場合、事業主等に対し、積極的に格差を改善するための支援を講ずるよう努めるものとする。

積極的改善措置

市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野の活動において、男女の間に参画する機会が生じている場合、市民、事業主及び市民団体と協力して積極的に格差の是正措置を講ずるよう努める。



「是正措置」が「支援」になった。これは、他市にない表現。

(学習の支援等)

第14条 市は、男女共同参画についての関心を理解を深めるため、市民の学習を支援するとともに、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

男女共同参画に関する教育又は学習の振興

市は、男女共同参画についての関心と理解を深めるため、市民の幼児期からの学習を支援するとともに、……社会教育その他のあらゆる分野において……

「幼児期からの学習」が取り入れられなかったのは、関係部局の事情か。

(調査研究)  
第15条 市は、男女共同参画推進  
に関し調査研究を行い、必要に応じて  
その結果を公表するものとする。

男女共同参画推進に関する調査研究  
.....

男女共同参画ニュースで公表

(情報提供及び広報活動)  
第16条 市は、男女共同参画の推  
進活動を行う市民、事業主、市民活  
動団体等に対し情報の提供その他  
必要な支援を行うとともに、男女共  
同参画に関する理解を深めるため  
の広報活動を行うものとする。

情報提供及び広報活動の推進  
.....市民、事業主及び市民団体  
に対し.....  
.....あらゆる機会を通じて広報活動  
など適切な措置を講ずるよう努める  
ものとする。

情報収集はしているが、実際に活動しているかどうかはわからない。

(苦情の申出と処理)  
第17条 市民、事業主、市民活動  
団体等は、男女共同参画の推進に関  
する施策又は市が実施する施策で  
男女共同参画の推進に影響を及ぼ  
すと認められるものについて苦情  
がある場合は、市長に申し出ること  
ができる。  
2 市長は、前項に規定する申出が  
あった場合は、必要な措置を講ず  
るよう努めるものとする。

(相談の申出と処理)  
第18条 市は、市民から性別による権利侵害に関す  
る相談の申出があった場合は、関係機関と連携を図  
り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の整備)  
第19条 市は、男女共同参画の推進に関する施策  
を実施するため、拠点施設の整備に努めるものとし  
る。

第17条、第18条は不可欠なもの。市民にきちんと知らせる必要がある。  
川崎市の「男女平等かわさき条例」の第7条では、川崎市の人権オンブズパーソン  
も相談、救済の役割を担う。  
豊橋市の女性の相談窓口は、ライフポート  
豊橋市はジェルターを持っていない。  
男女共同参画の拠点は、女性会館ライフポート。名称のため男性が利用しにくい。

第3章 男女共同参画審議会 第20条1~9

審議会はきちんと機能しているか、わからない。男女共同参画の勉強も必要。  
委員10名以内、男女いずれか一方の数を総数の4割未満にならないことと規定。(第4項)  
専門部会はまだない。(第6項 専門的な調査のために設置)

その他

- ・豊川高校で「日本のこれから」を教材に授業。生徒の作文あり。
- ・男女共同参画に関する緊急提言や地域のニュースにコメントなどを新聞掲載。
- ・日常活動として、ニュースのコメントをメールで出す。それらを話題に集合「わいわい語ろう！」